

知的財産法LL.M.コース

科目名	知的財産権法研究 I (LL.M.)
-----	--------------------

担当教員氏名	高林 龍
--------	------

【講義概要】

本講義は、少人数クラスとして設置するためゼミ方式で実施する。講義対象は主として特許法、商標法・不正競争防止法、意匠法等の著作権法以外の産業財産権法分野とし、15回の講義においては、講師から日々生起し続ける最新の論点に係わる具体的なテーマを設定して、発表担当者を指名し、発表担当者が当該論点をめぐる議論状況や国外の状況を調査したうえ紹介し、講師を含む参加者全員での討議を行う。このことにより、全受講生が知財政策を含んだ最先端の議論に触れて思考を深めると共に、各人の業務に生かすことも目的とする。

科目名	知的財産権法研究 II (LL.M.)
-----	---------------------

担当教員氏名	上野 達弘
--------	-------

【講義概要】

本講義は、LLMに特化した先端講義として、著作権法を中心とする知的財産法に関して、日々生起し続ける最新の論点を取り上げ、基本的に講義形式で進める。具体的には、各論点をめぐる議論状況や国外の状況を幅広く紹介した上で、参加者を含めて実務上のインプリケーションについて議論を行う。参加者が、知財政策をめぐる最先端の議論に触れて思考を深めると共に、相互に経験を共有して意見交換しつつ、各人が今後の業務に生かすことも目的とする。

科目名	知的財産訴訟の実務
-----	-----------

担当教員氏名	後日発表
--------	------

【講義概要】

知的財産をめぐる現実の紛争において、特許法、商標法や著作権法などの法律がどのように機能しているかを、裁判官の視点から、実際の裁判例や訴訟運営を具体的に検討することにより説明していく。併せて、国際社会の中で日本の知的財産訴訟がどのように位置づけられ、将来どのように展開していくべきかを、法律実務家の立場から検討してみたい。

科目名	国際知的財産法
-----	---------

担当教員氏名	駒田 泰士
--------	-------

【講義概要】

多数国で特許や商標等の登録出願がなされ、著作権に関する国際的な取引が活発化するなど、今日ではかつてないほど知的財産権をめぐる環境が国際化している。それゆえ知的財産権をめぐる涉外事件も近年増加し、いかなる場合にわが国の裁判所は裁判をなすのか、適用される法はどの国の法であるかという問題が実務上重要性を増しつつある。本講義は、近時活発に議論されている知的財産法と国際私法が交錯する法問題に焦点を当てて、かかる先端的法実務に対応するための基礎的な能力を涵養しようとするものである。

科目名	比較知的財産法
-----	---------

担当教員氏名	ラーデマッハ クリストフ
--------	--------------

【講義概要】

日本の知的財産法の主要論点は、米国や欧州の主要国の学説や判例理論に影響を受けているものが多い。従って、日本の知的財産法の判例理論や学説を理解するためには、米国・欧州主要国の知財制度を知り、比較法の観点から分析することが必要になる。そのため、本講義では、日本特許法・商標法・著作権法の主要論点に関する米国・欧州主要国の判例を読み、対応する日本の学説・判例と比較分析することで、日本知財法の理解を深めることを目的とする。授業は日本語で行う。

科目名	知的財産権法研究 I
-----	------------

担当教員氏名	上野 達弘
--------	-------

【講義概要】

本講義は、法学研究科において研究者を目指す院生と共に学ぶクラスとして設置する。講義対象は主として特許法、商標法・不正競争防止法、意匠法等の著作権法以外の産業財産権法分野とする。15回の講義においては、講師からテーマを提示するのではなく、講師の指導の下に受講生自らが検討すべき論点を見出し、主体的に当該論点に関する最近の重要論文、裁判例、外国法を調査のうえで発表し、講師を含む参加者全員での討議を行う。このことにより、知的財産法学の諸問題をめぐる議論を幅広く学び、また各自の研究について意見交換を行うことを目標とする。

科目名	知的財産権法研究 II
-----	-------------

担当教員氏名	高林 龍
--------	------

【講義概要】

本講義は、法学研究科において研究者を目指す大学院生と共に学ぶクラスとして設置する。具体的には、著作権法を中心とする知的財産法学における学術的な論点に関する最近の重要論文、裁判例、外国法を取り上げて、参加者が一人ずつ報告を行うことによってゼミ形式で進める。参加者が、知的財産法学の諸問題をめぐる国内外の議論を幅広く学ぶことを通じて、各人の研究の視野を広めると共に、他の参加者の研究について意見交換を行うことを目標とする。

科目名	著作権法研究Ⅰ	担当教員氏名	今村 哲也
-----	---------	--------	-------

【講義概要】

この講義では、著作権法学の重要論文、裁判例および受講生が任意に選択する論点に関する報告を通して、著作権法を深く考え、調べ、明らかにすることを内容とする。具体的には、第一に、著作権法学に関する重要論文を検討して、学界における議論の最前線をフォローするとともに、研究の方法論を理解する。第二に、著作権法に関する最新判例を検討して、法の具体的な適用場面を理解できる能力を養うとともに、著作権訴訟の実務的動向を理解する。また、判例研究の方法論も学んでいく。第三に、受講生が著作権法に関して関心をもった論点について研究内容を報告し、これをもとに議論を行う。これらの一連の作業を通じて、受講生は、著作権法学を中心とする知的財産法学や著作権関連訴訟実務の最前線からの知見を得るとともに、そうした知見を今後も自らの力で吸収できる方法論（研究ノウハウ）を会得することができるようになる。

科目名	著作権法研究Ⅱ	担当教員氏名	梶山 敬士
-----	---------	--------	-------

【講義概要】

本講義では、社会人が加わることにより厚みのあるクラスとすることを工夫する。すなわち、法学は実学であるから実用性を無視した議論であっては意味をなさないし、逆に場当たりのな処理の集積だけでは学問とはいえない。換言すれば、論理と修辞をどう塩梅するのが正しいかを探究すべきことになる。よって、社会人と研究者（の卵）が関連に議論を重ねることにより、実践的法学を形成することを本講義の目標とする。

科目名	特許法	担当教員氏名	高林 龍
-----	-----	--------	------

【講義概要】

本講義は、法務研究科（法科大学院）において法曹を目指す院生と共に学ぶクラスとして設置し、特許法について、身近でアクチュアルなトピックを取り上げつつ、教科書に準拠して全体的な解説を体系的に行うものである。さらに副読本としてケースブックを用いて、いわゆるソクラテスメソッドを用いた質疑応答を行うことにより、参加者は事前の予習を含めて積極的に講義に係わることが求められる。このことにより、特許法に関する基本的知識や体系的な理解を身につけるとともに、個別問題に柔軟に対処する応用力を修得することを目標とする。

科目名	著作権法	担当教員氏名	上野 達弘
-----	------	--------	-------

【講義概要】

本講義は、法務研究科（法科大学院）において法曹（裁判官・検察官・弁護士）を目指す大学院生と共に学ぶクラスとして設置する。具体的には、著作権法について、身近でアクチュアルなトピックを取り上げつつ、条文全体や裁判例を対象として網羅的な解説を行うものである。参加者が、著作権法に関する基本的知識のみならず、知的財産法における体系的な理解をあわせて身につけると共に、個別問題に柔軟に対処する応用力を修得することを目標とする。

科目名	商標法・不正競争防止法	担当教員氏名	三村 量一
-----	-------------	--------	-------

【講義概要】

商標法と不正競争防止法について、理論的解説にとどまらず、実務上の問題点等に踏み込んで説明する。商標法と不正競争防止法は、文系出身者にとって取り組みやすい科目であるが、これらの法律は特許法・著作権法と並んで社会経済上重要な役割を果たしており、法律実務家（弁護士）として取り扱う機会の多い分野でもある。この講義では、商標権侵害訴訟・不正競争訴訟における法律問題に関し、特許権侵害訴訟・著作権侵害訴訟との共通点、相違点を採り上げて、それぞれの訴訟における考え方を分かりやすく解説する。例えば、無効の抗弁、並行輸入（消尽）、損害賠償額の算定などの問題である。このような比較を通じて、受講者は、商標法・不正競争防止法の知識を習得するのみならず、特許法・著作権法についても、既に習得した知識と理解を更に深めることができる。講義は、具体的な事例を採り上げて、解説と受講者による討論により進行する。

科目名	特許紛争処理法	担当教員氏名	富岡 英次／三村 量一
-----	---------	--------	-------------

【講義概要】

新たな技術に基づく製品を開発しビジネスを始めた起業家を想定し、その製品及びビジネスについて、知的財産紛争の事前処理方法としての和解交渉やライセンス交渉、あるいは交渉が決裂した場合の訴訟の準備と遂行という場面ごとに、知的財産権を戦略的に保護するための実体法、手続法を学習する。特許法を学んでいることを前提として、これらの理論面を、具体的紛争解決との実践面と架橋することを企図するものである。この授業の到達目標は、次の2つである。第1の目標は、特許権をめぐるビジネスの場面における弁護士の活動内容を理解し、実践のための経験を得ること、第2の目標は、特許権侵害訴訟の場における法律上の問題点を理解し、思考力と表現力を身につけることである。

科目名	著作権等紛争処理法	担当教員氏名	前田 哲男
-----	-----------	--------	-------

【講義概要】

本講義は、法務研究科（法科大学院）において法曹を目指す大学院生と共に学ぶクラスとして設置する。知的財産権法の理論と実務とを架橋するものと位置付けられ、著作権等の紛争事例を素材とする事例研究を行う。具体的には、2回の総論の後、担当講師が分担し、実際の事例に類する仮想紛争事例を取り上げ、これを検討する。著作権法上の争点を中心となるが、手続法や不正競争防止法、商標法などについても、目配せすることが必要となる。それらの知識を前提とし、実務的な課題（警告書、回答書、訴状・準備書面等の訴訟上の書類の検討など）にも取り組む。これらを通じて、この分野における基本判例等を学ぶとともに、実務スキルを修得することを目標とする。

科目名	出願実務と権利の活用	担当教員氏名	加藤 志麻子
-----	------------	--------	--------

【講義概要】

ビジネスに活用できる強い特許の取得のためには、権利の活用を意識しつつ出願から権利取得に至るまでの手続を戦略的に行うことが求められる。権利の活用の観点では、裁判例に照らして権利行使の際に実際に問題となる点を検討し、権利行使に強いクレーム及び明細書とは何かを論理と実務の両面から学習する。また、権利取得の観点では、新規性、進歩性の論理を理解すると共に、拒絶理由に対する的確な対応を検討する。特に、無効審判、審決取消訴訟及び特許権侵害訴訟にも応用可能な効果的な意見書の作成方法、権利を適切な範囲で維持するための補正について学習する。本講義では、実践的な実務能力を身につけることを目標とする。

科目名	経済法（１）、（２）	担当教員氏名	菅久 修一
-----	------------	--------	-------

【講義概要】

日本の独占禁止法の構造・内容や同法の自由経済社会での役割を理解し、その際に、実際のどのような競争上の問題があって、それらに対して独占禁止法のどのような規定が適用され、公正取引委員会が具体的にどのように法執行しているのかを意識しつつ検討する。

科目名	Comparative Studies of Intellectual Property Law	担当教員氏名	ラーデマツハ クリストフ
-----	--	--------	--------------

【講義概要】

日本の知的財産法の主要論点は、米国や欧州の主要国の学説や判例理論に影響を受けているものが多い。従って、日本の知的財産法の判例理論や学説を理解するためには、米国・欧州主要国の知財制度を知り、比較法の観点から分析することが必要になる。そのため、本講義では、日本特許法・商標法・著作権法の主要論点に関する米国・欧州主要国の判例を読み、対応する日本の学説・判例と比較分析することで、日本知財法の理解を深めることを目的とする。授業は英語で行う。

科目名	Patent Law in Japan	担当教員氏名	中山 一郎
-----	---------------------	--------	-------

【講義概要】

本講義は、比較法的観点から分析を行うComparative Studies of Intellectual Property Law に対して、日本特許法に焦点を当ててその主要論点を掘り下げて検討する。欧米諸国との比較や相違は意識しつつも、主眼は日本特許法の基本的考え方を理解することにある。主要論点についての判例等を素材にしなが、適宜、ケースメソッドを用いて双方向で進める。もっとも、コモンロー諸国などと異なり、判例数は多くはないため、学説や行政文書等も参照しつつ、講義形式も適宜用いる。授業は英語で行う。

科目名	Copyright Law in Japan	担当教員氏名	駒田 泰士
-----	------------------------	--------	-------

【講義概要】

わが国の著作権法は、一般に大陸法系に属するといわれるが、実際のところは明確な母法を持たず、大陸法らしくない規定も含んでいる。また、比較法的考察の多大な影響を受けているにも関わらず、その具体の解釈においては、わが国特有の議論の形というものがあり、その結果、世界的にみて独自の展開を見せる傾向がある。そうしたわが国特有と思われる規律や論点、議論のされ方に焦点を当て、それらを考察する上で好個の素材となるような判例をもとに、いわゆるケースメソッドの授業を展開する（ただ、本講義は比較法のそれではないので、必要以上に外国法の規律を参照することはしない）。授業は英語で行う。